

公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の中小企業支援及び中小企業間の協力の促進に関する覚書

公益財団法人日本台湾交流協会及び台湾日本関係協会（以下「双方」という。）は、1972年12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項（5）並びに2010年4月30日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の2010年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」第5項及び第6項の規定に関連し、下記の事項について、必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力する。

1. 双方は、グローバルな新しいビジネスチャンスを開拓するため、中小企業支援に関する情報及び意見を交換し、中小企業の育成・支援に関する相互の経験を共有する。
2. 双方は、年一回の実務者による定期会合を日本又は台湾で交互に開催するとともに、必要に応じて、専門家による交流を随時実施する。
3. 双方は、日台の中小企業及び次世代経営者の連携と交流の促進に努め、セミナー、商談会等のビジネス支援のための活動の実施に向けて互いに協力する。
4. 本覚書は、双方署名の日から開始することとし、双方の協議に基づいて修正することができる。いずれか一方が相手方に対し、90日前までに書面による通告を行うことによって終了させることができる。

本覚書は、日本語及び中国語により各二部が作成され、2018年11月30日、台北において署名された。

公益財団法人日本台湾交流協会会長

台湾日本関係協会会長